

●香川県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年6月24日

香川県知事 浜田 恵造

変更 年月日	名 称		所 在 地	開設者
	変更前	変更後		
平成23年 3月18日	医療法人社団くろい わ産婦人科医院	医療法人社団ひらの 産婦人科医院	丸亀市土器町東4丁 目780番地	医療法人社団ひら の産婦人科医院